

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

源泉徴収のしくみ

Q：夫の給与明細を見ると、支給総額と手取り額にかなり差があります。いろいろ天引きされているのは、全て税金なのでしょうか。

A：サラリーマンの税金は、給料や賞与の際に天引き（これを源泉徴収といいます）されます。他にも社会保険料などが天引きされて、残りが手取り額となります。

(1) 月給の場合

給与明細書は通常〔総支給額－各種控除額＝差引支給額（手取り額）〕となっています。総支給額は①基本給、②各種手当で構成されています。このうち通勤手当には税金がかかりませんが、社会保険料の計算にあたっては通勤手当を含めます。

次に各種控除額ですが、これは、①社会保険料（厚生年金・健康保険・雇用保険）、②所得税、③住民税、④財形貯蓄、⑤組合費などで構成されています。控除された社会保険料は、事業主負担分が加算されて社会保険事務所へ、所得税は税務署へ、住民税は市区町村へ、それぞれ納付されます。

この社会保険料は、社会保険事務所に届け出された「標準報酬月額」に応じて徴収されますが、所得税は、〔支給総額－通勤手当－社会保険料＝課税分給与額〕を基準に、会社に届け出た扶養親族等の数を加味して計算・徴収されます。

(2) 賞与の場合

賞与の場合の所得税は、〔支給額－社会保険料＝課税分賞与額〕に、「一定の率」（0%～47%）を乗じて計算されます。

